

後期高齢者医療制度

○歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入され下記の生まれ年の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。また、定期健診の受診や口腔ケアを行うことは、全身の健康にとっても重要であることが示されており、徳島大学歯学部において、口腔ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

▶対象者

昭和 20 年、昭和 15 年、昭和 10 年、昭和 5 年生まれの方（長期入院患者や施設入所者は対象外）

※対象者には 8 月下旬に歯科健診受診券のハガキを送付します。

※長期入院患者・施設入所者の方にハガキが届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

▶受診場所

後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院。受診可能な歯科医院の一覧表を市町村窓口・広域連合窓口で配布予定です。また、広域連合及び県歯科医師会のホームページに掲載予定です。

▶申込方法

事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上、受診してください。

▶健診項目

問診、口腔内診査、口腔機能評価（口の渇き、かむ力、飲み込む力など）等

▶費用

無料 ※その後治療行為が行われる場合は有料

▶期間

令和 3 年 9 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日

▶持っていくもの

後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のハガキ

▶その他注意事項

- ・ 健診の予約日を忘れないようにしてください。
- ・ 歯科健診は期間中に 1 回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。
- ・ 健診結果は、広域連合又はお住まいの市町村での口腔保健指導及び徳島大学との共同研究による分析調査に活用することがありますので、ご了承ください。



※新型コロナウイルス等の影響により、変更・中止になる場合があります。